

○町田市談合情報取扱要領

第1 目的

この要領は、町田市が発注する契約について談合を指摘する情報（以下「談合情報」という。）を受けた場合の対応に関する取扱いを定めることにより、町田市が締結する契約に関し、公正な競争を確保することを目的とする。

第2 適用範囲

この要領は、町田市が発注する全ての契約に適用する。

第3 情報の確認及び連絡の一般原則

- 1 町田市職員は、談合情報を受けたときは、速やかに財務部契約課長（以下「契約課長」という。）に連絡する。また、新聞等の報道により談合情報を知ったときも同様とする。
- 2 談合情報に関連して、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められたときは、契約課長が対応する。

第4 町田市談合情報検討委員会の設置

- 1 談合情報に的確に対処するため、町田市談合情報検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 談合情報に関する調査の必要性に関すること。
 - (2) 入札執行、契約締結及び契約解除の妥当性に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長、副委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 財務部担当副市長

副委員長 委員長以外の副市長

委員 総務部長 財務部長 総務部法制課長 契約課長 総務部法制課担当課長（法務担当）

- 5 委員会の庶務は、財務部契約課において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第5 入札執行前の談合情報に係る対応

- 1 契約課長は、入札執行前に第3第1項の規定により談合情報の連絡を受けたときは、当該談合情報に関する調査の必要性について、談合情報報告書（第1号様式）により、委員会に付議する。
- 2 契約課長は、審議の結果、委員会が談合情報に関する調査の必要があると判断したときは、その旨を公正取引委員会に通知するとともに、当該入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）から事情を聴取する。
- 3 前項に規定する事情聴取は、入札執行前に行う。この場合において、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、委員会が必要と認めるときは、当該入札を延期した上で行う。
- 4 契約課長は、第2項に規定する事情聴取が終了したときは、入札執行の是非について、事情聴取書（第2号様式）により、委員会に付議する。
- 5 契約課長は、審議の結果、委員会が入札を執行すべきでない判断したときは、当該入札を延期し、又は取り止めるとともに、事情聴取書の写しを添えて、公正取引委員会にその旨を通知する。
- 6 契約課長は、審議の結果、委員会が入札を執行しても差し支えないと判断したときは、入札参加資格者に誓約書を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかになったときは入札を無効とする旨を説明した上で、当該入札を行う。
- 7 契約課長は、前項の規定により入札を行うときは、第1回の入札に際し、入札参加資格者に積算内訳書を提出させ、その審査を行う。
- 8 契約課長は、前項に規定する審査が終了したときは、契約締結の是非について、委員会に付議する。
- 9 契約課長は、審議の結果、委員会が契約を締結すべきでない判断したときは、

当該入札を無効とする。

- 10 契約課長は、第7項の審査を行ったときは、事情聴取書、誓約書、積算内訳書及び入札・見積経過調書の写しを添えて、公正取引委員会にその結果を通知する。

第6 入札執行後、契約締結前の談合情報に係る対応

- 1 契約課長は、入札執行後に第3第1項の規定により談合情報の連絡を受けた場合において、当該入札に係る契約の締結前であるときは、当該談合情報に関する調査の必要性について、談合情報報告書により、委員会に付議する。
- 2 契約課長は、審議の結果、委員会が談合情報に関する調査の必要があると判断したときは、その旨を公正取引委員会に通知するとともに、当該入札参加資格者から事情を聴取する。
- 3 契約課長は、前項に規定する事情聴取を行った入札参加資格者に、必要に応じて当該入札に係る積算内訳書を提出させ、その審査を行う。
- 4 契約課長は、第2項に規定する事情聴取及び前項に規定する審査が終了したときは、契約締結の是非について、事情聴取書により、委員会に付議する。
- 5 契約課長は、審議の結果、委員会が契約を締結すべきでないと判断したときは、当該入札を無効とする。
- 6 契約課長は、審議の結果、委員会が契約を締結しても差し支えないと判断したときは、入札参加資格者に誓約書を提出させるとともに、契約締結後に談合の事実が明らかになったときは契約を解除する旨を説明した上で、当該契約を締結する。
- 7 契約課長は、第2項から前項までの規定により調査を行った談合情報について、事情聴取書、積算内訳書、誓約書（前項の場合に限る。）及び入札・見積経過調書の写しを添えて、公正取引委員会にその結果を通知する。

第7 契約締結後の談合情報に係る対応

- 1 契約課長は、契約締結後に第3第1項の規定により談合情報の連絡を受けたと

きは、当該談合情報に関する調査の必要性について、談合情報報告書により、委員会に付議する。

2 契約課長は、審議の結果、委員会が談合情報に関する調査の必要があると判断したときは、その旨を公正取引委員会に通知するとともに、入札参加資格者から事情を聴取する。

3 契約課長は、前項に規定する事情聴取を行った入札参加資格者に、必要に応じて当該入札に係る積算内訳書を提出させ、その審査を行う。

4 契約課長は、第2項に規定する事情聴取及び前項に規定する審査が終了したときは、契約解除の是非について、事情聴取書により、委員会に付議する。

5 契約課長は、審議の結果、委員会が契約を解除すべきと判断したときは、契約の相手方と協議し、当該契約を解除する。

6 契約課長は、審議の結果、委員会が契約を解除する必要はないと判断したときは、入札参加資格者に誓約書を提出させるとともに、談合の事実が明らかになったときは契約を解除する旨を説明した上で、当該契約の履行を継続する。

7 契約課長は、第2項から前項までの規定により調査を行った談合情報について、事情聴取書、積算内訳書、誓約書（前項の場合に限る。）及び入札・見積経過調書の写しを添えて、公正取引委員会にその結果を通知する。

第8 事情聴取の方法

1 第5第2項、第6第2項及び第7第2項に規定する事情聴取は、複数の職員により行う。

2 前項の事情聴取は、対象者を1者ずつ面談室等に呼び出して行う。

第9 誓約書の提出を求めるときの説明

第5第6項、第6第6項又は第7第6項の規定により誓約書の提出を求めるときは、相手方に対して、当該誓約書の写しを公正取引委員会へ提出する旨説明する。

第10 補則

この要領に定めるもののほか、談合情報を受けた場合の対応に関する取扱いに関

し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2016年12月1日から施行する。

第1号様式

談合情報報告書

年 月 日

談 合 情 報 に 係 る 契 約	契約案件の主管課	
	契約件名	
	契約方法	
	入札日	
	入札参加者	
談 合 情 報 の 内 容	情報を受けた日時	
	情報提供者	
	情報手段	
	情報内容	
	応答の概要	

第2号様式

事情聴取書

件名	
事情聴取した日時	年 月 日 () 時 分
事情聴取した場所	
事情聴取した担当者	
事情聴取を受けた者	
事情聴取した内容	<p>1. この入札について、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2. この入札について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがありますか。</p> <p>3. あったとすれば、どのような内容でしたか。</p> <p>4.</p>